株式会社A（以下「甲」という。）と、株式会社B（以下「乙」という。）とは、両者間で業務提携について合意したため、次のとおり業務提携契約を締結する。

第１条（目的）

本契約は、甲乙相互が発展するために、新製品・新技術の開発を甲および乙が協力して推進することを目的とする。

第２条（業務の範囲）

１　本契約により提携する業務の範囲は、甲および乙が、共同または協力して行う新製品開発のための企画・研究・開発・設計・生産・販売業務とする。

２　本契約は、甲および乙が単独で遂行可能な新製品開発等を規制するものではないことを、甲乙双方は確認する。但し、本契約の有効期間中、甲および乙は本商品と競合する商品の開発及び事業を相手方の書面による承諾を得ない限り行ってはならないものとする。

３　新製品の開発や販売につき発生する問題の解決は、甲乙相互が協力し、必要に応じ協議のうえ行うものとする。

第３条（業務遂行の方法）

１　本契約の業務については、甲乙が相互に対等な割合で業務を主導するものとする。

２　甲および乙は、自らが主導した業務によって生じた費用及びリスクを負担するものとする。相手方にその負担の一部を求める場合は、事前に書面で通知しなければならない。

第４条（設備の利用）

甲および乙は、事前に相互の利用可能設備リストを相手方に提示し、書面による承諾を得て、お互いの施設に立ち入り、設備の利用をすることができるものとする。

第５条（知的財産権）

１　本契約にもとづいて行う個々の業務の過程で発生する知的財産権については、原則として発明または考案した者の所属する企業に帰属するものとする。

２　発明または考案した者が、甲および乙双方に存在する場合は、両当事者の共同出願とする。

３　前二項の場合において、甲および乙が第三者に知的財産権の実施を許諾するときは、事前に甲乙協議のうえ、決定するものと する。

第６条（秘密情報の取扱い）

１　甲および乙は、本契約に基づく業務提携によって知り得たお互いの情報につき、相手方の書面による同意がない限り第三者に開示してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、契約時に既に公開されている情報や独自に取得した情報については、この限りではない。

３　本条の規定は、本契約終了後も５年間存続する。

第７条（譲渡の禁止）

甲および乙は、本契約上の地位、本契約にもとづく権利義務の全部または一部を、相手方の書面による事前の同意がない限り、第三者に譲渡、貸与もしくは担保の目的に供してはならない。

第８条（権利放棄）

１　甲または乙の一方が、相手方の特定の契約違反を許容し、その違反により発生する損害賠償請求権等の放棄をしても、その後の違反に対する権利を放棄するものではないことを、甲乙双方は確認する。

２　特定の条項の権利放棄を契約期限まで認める場合は、権利をもつ契約当事者が、書面にて放棄する旨を承諾しなければならない。

第９条（契約解除）

甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約を直ちに解除することができる。

・本契約または個別契約の条項に違反したとき

・差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続及び民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申し立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき

・資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき

・公租公課の滞納処分を受けたとき

・その他前各号に準ずる事実が発生したとき

２　前項に基づき解除した一方当事者は、契約解除等により相手方に損害が発生したとしてもその責を負わないものとする。

第10条（不可抗力）

本契約上の義務につき、以下に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

・自然災害

・伝染病

・戦争及び内乱

・革命及び国家の分裂

・暴動

・火災及び爆発

・洪水

・ストライキ及び労働争議

・政府機関による法改正で、本契約に重大な影響を与えると認められるもの

・その他前各号に準ずる非常事態

２　前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

３　不可抗力が90日以上継続した場合は、甲および乙は、相手方に対する書面による通知にて本契約を解除することができる。

第11条（契約期間）

本契約の有効期間は、令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの満１年間とする。ただし、当事者いずれかからの３カ月前までの事前申し入れにより、本契約の解除ができるものとする。

２　期間満了の３カ月前までに、甲乙の双方から何ら申し出のないときは、本契約は期間満了の翌日から自動的に満１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第13条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲：○○○

　　○○○

　　○○○

乙：●●●

　　●●●

　　●●●